朝霞市における自治基本条例制定の 必要性に関する提案

平成 28 年 3 月 31 日

自治基本条例を考える市民の会

朝霞市における自治基本条例制定の必要性について

目 次

自治基本条例を考える市民の会からの提案	1
(1) 自治基本条例の制定が必要とされる背景	
(2) 自治基本条例に関する私たちの思い	
(3) 私たちが条例の必要性を提案する理由	
第1章 市民の会発足の経緯とこれまでの活動内容	3
1-1. 自治基本条例を考える市民の会:発足経緯とその目的	
1-2. これまでの主な活動内容	
1-2-1.勉強会の主な内容	
1-2-2.自治基本条例の必要性の検討	
1-2-3.市民との意見交換会の実施	
1-2-4.アンケートによる市民意識調査の実施	
第2章 自治基本条例の必要性とその条例に期待すること	7
2-1. 市民が主役のまちづくりを進める自治基本条例	
2-1-1.黒目川をめぐる 2 つのトラブル	
2-1-2.基地跡地の利用	
2-1-3.朝霞の地域課題	
2-2. 市民と市長(行政)と議会の役割と関係を明確にする自治基本条例	
2-3. 緊急時に対応する自治基本条例	
第3章 朝霞市の市民意識	13
3-1. アンケート調査の概要	
3-2. アンケート調査の結果	
<参考資料>	
資料1. これまでの活動内容	
資料 2. 勉強会	20
(1) 朝霞市の自治・市民参加の経験	
①黒目川の事例 ②朝霞の森の事例 ③パブリックコメントの事例	
(2) 『鹿沼市自治基本条例づくり』から学ぶ	
資料3. ワークショップ作業のまとめ	24
(1)『市民自治』(福嶋浩彦著)及び関連グループディスカッションのまとめ	
(2) 朝霞の問題・課題と解決プロセスのグループディスカッションのまとめ	
資料4. アンケート調査	30
(1) アンケート調査票 (2) 単純集計 (3) 自由意見	
資料 5. 意見交換会資料	39
(1) 説明資料 (2) ワークショップ	

朝霞市における自治基本条例制定の必要性について

自治基本条例を考える市民の会からの提案

私たち「自治基本条例を考える市民の会」(以降「市民の会」と略す)は、朝霞市民が集う会です。 自治基本条例についての学習を行い、条例制定の必要性について検討を重ねてきました。その 目的は、朝霞市に於いて自治基本条例制定が必要か否かを検討し、その結果を市に提案するこ とです。平成26年5月に第1回目を開催し、平成28年3月まで23回にわたり、のべ346 人で議論を行ってきました。それで得られた結論は、朝霞市に自治基本条例は必要だとい うことです。

そこで、

私たち「市民の会」は、朝霞市に自治基本条例の制定が必要であることを提案し、条例の速やかな制定を求めます。

(1) 自治基本条例の制定が必要とされる背景

自治基本条例及びそれに類する条例を制定している自治体は、平成 27 年 5 月現在で、全国に 329 市町あり、埼玉県内では 21 市町にのぼります。また、和光市の「市民参加条例」など、自治基本 条例とは分類されませんが、類似の条例を制定している自治体も多数みられます。

自治基本条例が各地で制定された背景として、まず、地方分権一括法が平成 11 年 7 月に成立し 平成 12 年 4 月から施行されたことが挙げられます。この法案は全部で 475 本の関連法案からなり、 もっと地方の力を強くしようという狙いのもと、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくすること を目的にしています。この法案の施行により、地方分権が進み、地方自治体の位置付けが国の下請 け機関的なものから国と対等なものへと変わってきています。全国の自治体はこれまで以上に主体 的なまちづくりが可能になりました。

一方、少子高齢化、人口減少、市民ニーズの多様化など社会環境は大きく変化し、これまでのような行政や議会のみでその対処に当たることは次第に困難になってきています。そこで求められるのが市民・行政・議会の相互協力によるまちづくりです。そしてそれを進めるためには、まちづくりの主体である「市民」、「行政」、「議会」の役割を明確にし、市政に関する情報の共有や、参加と協働のルールを具体的に定め、市民の声をより一層市政に反映させることが求められています。

(2) 自治基本条例に関する私たちの思い

私たちが住んでいるまち、朝霞。

私たちは、この朝霞が豊かな自然の中で、より一層住みやすいまちになって欲しいと願っています。そのためには、地域の課題を発見し、それを解決していく営みが大切です。そして、市民が暮らしやすく住んで良かったと思えるまちづくりを行うためには、行政にすべてを任せるのではなく、市民同士手を携え、行政と一緒になって協力していく必要があります。私たちは検討を進める中で、その実現のために、自治基本条例が有効であると考えるようになりました。それを一言で表わすな

らば、「私たちのまちだから、市民の私たちも参加して作りたい。自治基本条例はその手助けになる」ということです。私たちは議論を重ねる中、その気持ちをさらに強めて行きました。

その詳細は、第2章「自治基本条例の必要性とその条例に期待すること」で述べさせていただきます。

(3)私たちが条例の必要性を提案する理由

私たちは検討を重ねる中で、次のような理由から条例制定の必要性を痛感するようになりました。それは、条例制定により次のようなことが期待できるからです。

- 1) 市民が主役のまちづくりを進める自治基本条例という観点から
 - ①大事なことは市民自らが決め行動することを保障する。
 - ②地域課題への取組を支援する。
 - ③行政への市民参加を進める。
 - ④市民意識を育てる。
- 2) 市民(法人等含む)と市長(行政)と議会の役割と、お互いの関係を明確にする自治 基本条例という観点から
 - ①市民の役割や権利、行政、議会の役割を再確認する。
 - ②市長や議会は、市民との意見交換の場を設ける。
 - ③市は市民の声が十分に反映された行政を展開する。
- 3) 緊急時に対応する自治基本条例という観点から
 - ①災害時に、市独自の判断で緊急対応ができるようにする。
 - ②災害時の自助や共助の意識を高める。
 - ③災害時要援護者名簿の整備と活用のため、個人情報の取り扱いに関する共通理解を深める。

ところで朝霞市には、平成21年2月に制定された「朝霞市市民協働指針」がありますが、市民側から物足りなさや不満の声を耳にします。この策定過程での市民委員の数は少なく、内容も行政からの視点が強すぎるという指摘がなされています。

自治基本条例は地方自治体における最上位の条例と言われ、市の自治のあり方を規定するものです。自治基本条例の策定に当たっては公募市民を増やし、策定済みの協働指針の足らざるところを十分に補って、住みよいまちづくりに寄与する条例になることを望みます。

自治基本条例を考える市民の会

世話人: 佐野 隆 平 修久 藤井 由美子

第1章 市民の会発足の経緯とこれまでの活動内容

1-1. 自治基本条例を考える市民の会:発足経緯とその目的

平成26年5月10日、東洋大学の沼田良(ぬまた・まこと)教授を講師に迎えて、朝霞市産業文化センターで講演会が開催され、53人の市民が聴講しました。演題は「"市民が主役"のまちづくりをするための講演会〜新しい「自治基本条例」からまちづくりを考える〜」。沼田教授は自ら制定に携わった自治体の事例等を踏まえて自治基本条例の必要性や他市の現状等を講演されました。

さて、この講演会を契機に立ち上がったのが、「市民ワークショップ」。 "市民が主役"のまちづくりをするにはどうすれば良いかをテーマに市 民が集い、平成28年3月末まで都合23回の会合を開きました。







会の名称や目的等は次の様です。

- 1) 名称: 自治基本条例を考える市民の会~みんなでつくる朝霞のまち~
- 2)目的:朝霞市における自治基本条例制定の必要性について、市民が集まって検討し、その結果を市に提案する。
- 3) 運営方針: 市からの側面的支援を受けつつも、市民自身の手で運営することを基本に進める。
- 4)活動計画:平成 28 年 3 月を目標に提案書を作成する。全体スケジュールは、①会の運営方法 の検討→②自治基本条例の必要性の検討(勉強会、ワークショップ形式での討議、市民との意 見交換)→まとめ、とする。

以降この趣旨に添って活動を進めて来ました。

ところで、冒頭に述べたこの講演会は市主催で行われたものですが、実は市民の協力により実現したという背景があります。その市民というのは、「市民参画に係わる市民座談会」に参加した面々です。

この座談会は、平成23年8月から平成26年5月まで都合35回開催されました。これは朝霞市が企画したもので、どのようにすれば市民が気軽に楽しく市政に参加できるかを市民と話し合うことを目的に行われました。参加者は、政策企画課を中心とする市職員と公募市民です。この会合を通じてざっくばらんな話し合いが行われ、両者の信頼感を深めていきました。そしてこの会の締めくくりとして、講演会が開催されたのです。

朝霞駅街頭で通行人にチラシ配りを行なったり、知人への参加呼掛けを行ったりして、講演会開催に向けた PR 活動を行ないました。

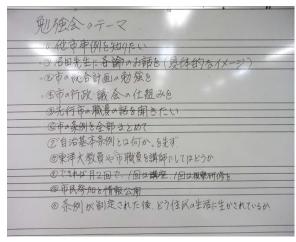
1-2. これまでの主な活動内容

「市民ワークショップ」の名称で平成26年5月に第1回目を開催し、ほぼ月1回のペースで進めてきました。当初はメンバー間に参加動機や目的に違いがあって議論が拡散することもありました。しかし11月の第6回目で会の目的明確化を行い、上記に述べたような内容を確定させ、自治基本条例の必要性を考える上で必要となる勉強会をスタートさせました。また、世話人等の選出も行い運営体制を整えました。

1-2-1.勉強会の主な内容

- ①朝霞市の総合振興計画の概要やその役割、運用について学ぶ。
 - ・第5次総合振興計画の役割や内容及び実施に関する説明を市の担当者から受けました。
- ②栃木県鹿沼市の自治基本条例に学ぶ。
 - ・制定時の担当職員の方を招いて体験談を伺いました。
- ③市民参加により進められ且つ成功した、黒目川の利用と朝霞の森の事例から朝霞の自治 の経験を学ぶ。
 - ・市民と行政との協力あるいは市民間での協力が功を奏した事例として、その活動に参加した中心メンバーから説明を伺いました。





<●第6回:今後のスケジュール検討、次回からの勉強会の準備も始める>

- ④市民自治に関する書籍を事前学習して発表を行い、あるべき市民自治についてワークショップ形式で討論を行い、理解を深める。主なテーマは次の様です。
 - ・市民の権利
 - ・市民に求められるもの
 - ・行政への市民参加
 - ・議会への市民参加
 - ・選挙とマニフェスト・首長に求められるもの
 - ・市民・議会・行政(市長)のあるべき姿や課題問題点、その解決策
- ⑤市内の町内会・自治会、マンションの管理組合の活動状況や課題を伺う。
 - ・災害時の身元確認や救援に備えて準備を進めている町内会や、子育て支援活動に取り 組んでいる自治会を知り、驚きとともに感銘を受けました。

1-2-2.自治基本条例の必要性の検討

勉強会で学んだことを基に、自治基本条例にどんなことが求められか、あるいはどんな ことを求めたいかについてワークショップ形式で議論を行いました。





- ①勉強会で学んだことを地域課題解決への取組みにどう活かすか(具体的事例を通じて考える)。
 - ・子育て支援について
 - ・ 高齢者の災害時対策
 - ・商店街の活性化と地域コミュニティ
- ②地域課題への取組み(課題の提起や解決方法など)と自治基本条例との関係
 - ・上記地域課題を例に、自治基本条例との関係を検討しました。
- ③地域課題への取組支援の観点から自治基本条例の 必要性を検討。
 - ・地域課題への取組に関して、自治基本条例に求め たいことをまとめました。

このワークショップを通して、条例制定の必要性が だんだんと実感されるようになってきました。

1-2-3.市民との意見交換会の実施

私たちの活動や検討内容を広く市民に知っていただくとともに、市民意見を吸収するため、下記2回の意見交換会を行い、のべ37名の出席をいただきました。

①第1回目:平成28年1月19日(火)13:30~ 中央公民館・コミュニティセンター第1集会室

②第2回目: 平成28年2月7日(日)13:30~ 中央公民館・コミュニティセンター第1集会室

自治基本条例 に関する 市民意見交換会

一緒に考えませんか、

朝霞のまちづくりについて



第1回目 1月19日(火) 第2回目 2月 7日(日) 13:30~15:00

(1回目と2回目の内容は同じです)

●"市民が主役"のまちづくり

をめざすには

市民や市の職員等が互いに協力し、知恵 と力を出しあって、地域の課題に取組む ことが大切だと考えます。

自治基本条例にその応援を期待してます。

主催 自治基本条例を考える市民の会 支援 朝霞市政策企画課 問合せ 自治基本条例を考える市民の会 (担当: 佐野 18.080-5011-1511

自治基本条例とは何かに関して越谷市の条例を例に説明した後、当会の検討結果を紹介しました。その後、グループに分かれて、朝霞の地域課題解決に関してワークショップを行ないました。





意見交換会場の風景

1-2-4.アンケートによる市民意識調査の実施

多くの市民の意見や考えを取り込むためにアンケート調査を行いました。多くの市民の協力を得た結果、457件もの市民意見を集めることが出来ました。

・調査対象:主に高校生以上の朝霞市民

調査期間:平成28年1月7日~平成28年2月14日

・調査方法:主に市民活動まつりなどのイベントや会合参加者、当会の知人等への配布・ 回収

第2章 自治基本条例の必要性とその条例に期待すること

2-1. 市民が主役のまちづくりを進める自治基本条例

市民が主役となって朝霞のまちづくりを進めるために、私達は条例を制定し、次の機能や 役割を盛り込みたいと考えました。

- 1. 大事なことは市民自らが決め行動することを保障する自治基本条例
- 2. 地域課題への取組を支援する自治基本条例
- 3. 行政への市民参加を進める自治基本条例
- 4. 市民意識を育てる自治基本条例

2-1-1.黒目川をめぐる2つのトラブル

市内の真中を流れる黒目川は、市民に憩いと安らぎを提供していますが、その景観整備を めぐってトラブルが発生しました。

- ▼その1: 植樹をめぐって、桜を植えたい市民と、周囲の斜面林の景観と合う朝霞に元々ある 樹種を植えたい市民との対立が発生。桜推進側は、黒目川の桜並木をさらに充実させ、桜 の名所として市民に楽しみを提供したいと主張します。一方在来種推進側は、地域のいろ いろな木を植えることで多様な生き物(多種類の鳥や昆虫など)が生息する環境にしたい と、両者とも主張を譲りません。河川を管理する埼玉県に河川用地の使用許可を求める朝 霞市は、市民要望の一本化が出来ず苦慮する事態になりました。
- ▼その2:川沿いの土手道(遊歩道)は散歩やジョギングに最適な場所ですが、犬のフンで予想以上汚れていることが判明。愛犬家のマナーの悪さが大きな課題になりました。

【さあどうしよう】

- ▼対応案 1) 河川や遊歩道の管理は県や市の役割だから、そこに任せればよい。市民は税金を納めているのだから、対策は全部役所が責任をもってやるべきで、市民の役割は不要。
- ▼対応案 2) 県や市に任せっきりにするのではなく、当事者や関心ある市民も交えて、一緒に解決策を練り、関係する市民間で合意して納得の上で実施していく。

【実際の対応】

- ▼植樹のトラブルを契機に「黒目川の景観を考える会」という市民の会が誕生し、黒目川のより良い景観・環境を作るために、黒目川の景観を考える集いを開催しました。利害関係者が直接協議、解決策案を検討し、その是非を市民に尋ねる公開討論の場を用意したのです。集いは、第一に黒目川に関わる市民団体の活動を紹介し市民からその活動への意見や評価を聞く場、第二に黒目川で課題になっていることの解決策を考える場としました。
 - ①その1の解決:植樹ゾーンを決めて、溝沼子供プールより下流は桜、上流は雑木を植えることで解決しました。
 - ②その2の解決:市民の協力を得て「ペットマナーキャンペーン」を始めました。黒目川の花の木橋から黒目川橋までの2km区間の両岸の遊歩道に落ちているペットフン脇にマ

ーキング札を刺し、飼主にフンの自主回収を促しました。件数は、フン 230 ヶ所、札 200 本。周知期間の 1 週間後に札とフンを回収。フンの見える化をした結果、ペット飼主は予想以上に多いフンに気付き、また一般市民は放置フンの実態を知りました。周知期間にいくつものフンがなくなり(飼主が自主回収した模様)、一斉回収した後はフンがめっきり少なくなりました。

【そこから言えることは】

- ▼樹種のゾーニングは関係市民団体の話し合いで基本合意し、集いでの一般市民の評価を経て公表・実行しました。当事者間の合意により、以降、植樹基準は守られています。黒目川の話し合い決定=当事者同士で合意したことは、お互いに守る気風が生まれ、役所の規制がなくとも、みんなが声を掛け合いルールを守っています。
- ▼行政のサポートは受けますが、主体は市民。自分たちの住みやすい環境を誰かにつくって もらうのではなく、自分たちで作り出すことが重要です。自ら作り出すことで責任と自覚 とプライドが生まれ、「どんな結果にも向き合い投げ出さない。自分たちのことは自分た ちで決める」ことの大切さと重要性を実感しました。

【そこで私たちは、これを条例に取り込みたい】

- ⇒①自分たちの問題は自分たちで主体的に解決する気風をつくる。
 - ②当事者同士や利害関係者で話し合いを持つ。誰もが参加できる議論の場を設ける。
 - ③合意形成のプロセスの仕組みをつくる。
 - ④市民の声が行政に届く仕組みをつくる。
 - ⑤市民から提起された問題に市は市民と協力して取り組む。



第一回の集い 2007年11月24日・朝霞市リサイクルプラザ



桜植樹に賛成、慎重派両市民が協同で桜植樹・2008年3月

2-1-2.基地跡地の利用

▼平成 24 年に、朝霞市は国と基地跡地の一部の管理委託契約を結び、その部分が市民に開放されることになりました。

【さあどうしよう】

▼対応案 1) 他の公共施設と同じように、市役所が管理基準を決め、それに基づいて市役所

が管理運営する。

▼対応案 2) 管理運営に関わりたいという市民の希望を受けて、市民と行政が一緒に使用ルールや管理運営方法などを検討し、市民が管理運営する。

【実際の対応】

- ▼市役所が、市民に呼びかけ「管理運営準備会議」を設置し、丁寧な話し合いを重ねた結果、市民の自主管理を基調とした広場憲章と制約事項を極力少なくした使用ルールが誕生しました。その後、準備会議は「朝霞の森運営会議」と名を変え、誰でも参加できる形で管理運営についての話し合いを続けています。
- ▼名称を市民から募集し、朝霞の森と名づけられました。
- ▼朝霞の森のオープン後、市民が主体的に、オープンイベント、石ころ拾い、間伐材を利用したベンチ作りや樹名札づくりなどを実施し、行政が必要に応じてそれらを支援しています。平成26年からは、毎月1回市民による定例作業日が設けられ、自主的な維持管理が展開されています。自転車乗り入れやドッグランの是非、トイレの設置要望、ペットのマナーなどの諸課題についても、市民と行政が話し合い、迅速かつ柔軟に対応しています。

【これらの経験から学んだことは】

▼朝霞の森の開設準備と管理運営から、関わる市民と行政がお互いの考えを尊重すること の重要性を学びました。そして、自分たちが決めたことは自ら守るという基本的ルールを 共有し、できることから行動することで、市民が主体的に公的な空間を管理運営できることを示しました。

【そこで私たちは、これを条例に取り込みたい】

- ①大事なことは、市民自らが主体的に検討・決定に参加することを保障する。
- ②市民と市役所がお互いに協力して朝霞を良くしていくためのルールや仕組みを明確に する。

2-1-3.朝霞の地域課題

- ▼私達のまち朝霞は、都心に比較的近く交通の便が良くてしかも自然がまだ沢山残っています。住みやすいまち、住み続けたいまちと思う市民がたくさんいます。
- ▼でも、課題もたくさんあります。

年々減っていく緑、じわじわと悪化していく自然環境。

保育施設の不足による待機児童問題。

放課後児童クラブの定員満杯状態。

あちこちに放置される自転車の数、その対策に要する税金支出。

道路の狭さ等による交通安全への不安。

災害時の対応に関する不安。

独居老人の増加。

シャッター通り、空き家店舗の増加、、、。

【さあどうしよう】

- ▼対応案 1) 市役所に任せておけば、市民の納得のいく方法ですべて解決してくれる。あるいは解決されるべきである。そのための市長や市役所、議会だ。市民は税金払っているのだから、市民の役割はそれで十分。
- ▼対応案 2) 市民も行政と一緒になって地域課題に取組む。市民が参加することにより、より市民の実生活に対応した対策となり、市民の納得感が得られる。

【私たちは対応案2が望ましいと考える】

▼市民の中には、優れた能力や経験、あるいは意欲を持った人が沢山います。その人たち に活躍してもらわない手はありません。しかしその市民も一人ひとりバラバラでは多くの 場合、無力なのも事実です。

【そのためには、地域課題解決のための仕組みが必要】

- ①この指止まれ!と誰かが産声を上げる⇒最初に声を挙げる人を支援する仕組み
- ②その指に止まる人を探す⇒賛同者を募る仕組み
- ③行政と一緒に小さな雪玉を作る⇒行政側に対応窓口がある
- ④さらに賛同者を募って大きな雪だるまにする⇒小さな1歩を大きな1歩にする仕組み
- ⑤具体的行動に取組む⇒プロジェクト実施のための予算措置

【また、市民が参加しやすい環境と参加の場や機会が必要】

- ①市民が政策立案プロセスの検討、立案、実施、評価の各段階で参加する。
- ②審議会や委員会の公募市民委員を増やす。
- ③予算編成に市民が関われるようにする。
- ④各課と市民との対話の機会を設ける。
- ⑤行政情報の提供と公開を進める。
- ⑥市民が地域活動へ参加するように後押しする。

さらに、選挙で選ばれた市長や議員にすべて任せておけば良いのでしょうか。重要な決定に関しては、市民の積極的関わりも必要です。

⇒⑦常設型住民投票制度を設ける。

2-2. 市民と市長(行政)と議会の役割と関係を明確にする自治基本条例

朝霞のまちをより良くするには、市民の力だけでは限界があります。政策の意思決定を議会に委ね、それらの政策の実施を、市長のリーダーシップのもとに行政に委ねることも必要です。しかし、すべてを丸投げして任せるのではなく、市民と市長(行政)と議会の役割と関係を明確にして、互いの関係を深め、意思の疎通を図り、協力していくことが重要です。

【素朴な疑問】

- ▼私たちは、税金を払って行政サービスを受ける契約を、いつ市役所としたのでしょうか? 誰もそのような契約書は持っていません。市民と行政の関係はどのようになっているので しょうか?
- ▼議会は私たちのために、どのような役割を担ってくれているのでしょうか。市長と議会 の関係はどうなっているのでしょうか。

【このような疑問をスッキリさせたい。関連した法律を見ればよいかもしれないけれど、身 近なところで明確にしたい。そこで、】

①市民(事業者等も含む)の役割や権利、行政、議会の役割を再確認する。

【市長に期待したいこと】

- ▼市長は、私たちの代表でもあり、市役所の最高責任者です。
- ▼理想の市長像や、市長に期待することは人それぞれです。でも、多くの市民が市長に期待したい共通点があるはずです。

【でも、市民の間で共通する考えがあるはず。それを条例で明確にしたい】

①市長は、タウンミーティングなどで市民と直接話し合う。

【市役所の仕事はどのように遂行されているのでしょうか?】

- ▼市役所のそれぞれの事業やサービスは、特定の市民の声に偏ることなく、多くの市民の 声を踏まえ、公平性を確保する仕組みが確立されているのでしょうか。また、計画や政策 などを立案する際に、市民の意見を聞く仕組みが確立されているのでしょうか。
- ▼それぞれの事業やサービスの質や効率性の向上などのため、定期的に客観的な評価はされているのでしょうか。

【そこで私たちは、次のことを条例に盛り込みたい】

- ①計画や政策の立案・改定及び実施に際しては、多様な市民の意見を聞き、市民の声が十分に反映された行政を展開する。
- ②市職員は、市民感覚を持ち、自治の重要な担い手であることを常に意識する。
- ③市民と外部専門家による政策の評価を行う。

【市民と距離感のある議会】

- ▼自分の意見を議会に提出できることを知っている市民、その方法を知っている市民は限られています。それは、自分の希望を実現する手段の一つです。でも、議員の紹介がないときちっと取り扱われなかったり、議会で自分の考えや想いを伝える機会はありません。
- ▼議会便りは発行されていますが、実際に議会でどのようなことが、どのように議論されたかを知る機会や、自分たちの考えを議員に伝える機会はほとんどありません。
- ▼議会を傍聴したくても、平日の昼間の開催では、働いている人は聞きに行くことはできません。

【そこで私たちは、次のことを条例に盛り込みたい】

- ①議会は市民の意見を聞く機会を持つ。
- ②議会報告会や、市民と議員との意見交換会を開催する。
- ③様々な市民が傍聴しやすいように議会の開催日時を設定する。

2-3. 緊急時に対応する自治基本条例

【災害等の緊急事態対応への不安】

- ▼東日本大震災の際、その緊急事態への対応に関して、条例上の備えのなかった自治体は、 県や国にいちいち指示を仰がなければ何もできないようなことが発生したと聞いていま す。災害の発生に備えて、条例の整備が必要であることを痛感させられる話です。
- ▼また、災害時には隣近所がお互いに協力し合わなければ何もできません。日ごろから自助に加えて、互助や共助の意識を高めておくことが重要となります。
- ▼災害発生時には各戸の安否確認は必須のことですが、そのためには居住者に関する名簿、 とりわけ独居老人や高齢者、障害者、あるいは乳幼児を抱えた家族等に関する情報は重要 です。ところがその整備を妨げているのが個人情報の取り扱い。緊急時には迅速で柔軟な 対応が求められます。そのために特例として、個人情報保護法の緩和適用等が求められま す。
- ▼さらに、自然災害等の危機発生に備えての危機管理体制の整備と訓練の実施を推進する 必要もあります。備えあれば憂いなしです。

【そこで私たちは、これを条例に取り込みたい】

- ①災害時に、市独自の判断で緊急対応ができるようにする。
- ②災害時の自助や共助の意識を高める。
- ③災害時要援護者名簿の整備と活用のため、個人情報の取り扱いに関する共通理解を深める。

以上、自治基本条例に期待することや盛り込みたいことを述べてきましたが、条例として必要なすべての事項を取り上げている訳ではありません。私たちが必要と感じるものを取り上げているだけなので、足らざることも多々あることと思います。例えば、市政全般から鑑みた時、市の総合計画策定を条例の中に盛り込むべきなどの意見はおおいにあることでしょう。したがって、必要事項は述べていますが十分ではないことをご了解いただきたいと思います。

第3章 朝霞市の市民意識

3-1. アンケート調査の概要

朝霞市における自治基本条例の必要性の検討の一環として、アンケート調査により、市民の意見を把握しました。アンケート調査の概要は次のとおりです。

○調査対象

主に高校生以上の朝霞市民

○調査時期

平成28年1月7日から2月14日

○調査方法

- ・主に、市民活動まつりなどのイベントや会合参加者、児童館来館者、東洋大学の学生、市民の 会の知人等への配布・回収
- •5 問のみのアンケート調査票と、さらに 5 問を追加した 10 問のアンケート調査票の2種類を作成し、回答者に応じて使い分けました。

○回収数

全回収票数は 457 票で、そのうち 17 票は、5 問のみのアンケート票です。

一般的に国などが行っているアンケート調査は、信頼水準 95%として調査の設計がされています。この水準を、統計学の公式に当てはめると、調査に必要な対象者数は 384 人となります。すなわち、今回の回収数は必要数を越えていますので、調査結果を朝霞全市民に当てはめても 95% 信頼できると言えます。

	回答者数	構成比
男性	181	39.6%
女性	261	57.1%
不明	15	3.3%
計	457	100.0%

表1 回答者の性別

表 2 回答者の年代構成

	回答者数	構成比
20歳以下	15	3.3%
21~40歳	109	23.9%
41~60歳	79	17.3%
61歳以上	239	52.3%
不明	15	3.3%
計	457	100.0%

3-2. アンケート調査の結果

アンケート調査の結果は、図1のとおりで、この結果から読み取れることは次のとおりです。

- ①地域の問題に関心のある人は86.8%(Q1.1)と、朝霞市民の地域への関心度合いはかなり高いです。
- ②朝霞市役所が行っていることに関心のある人は、76.7%(Q1.2)と、朝霞市民の行政への関心度 合も高いです。

- ③「地域の問題への対応は、すべて市役所に任せれば良い」と思わない人は82.5%(Q1.3)で、これらの人は、問題の一部は市民が対応すべきであるという考えを持っていると推察されます。すなわち、朝霞市民の自治の担い手意識は、かなり高いと判断されます。また、「市民のすべての要望に、市役所は対応すべきだ」と思う人が19.4%、思わない人が45.6%、その他(どちらとも言えない・どちらでもない)の人が35.1%(Q1.9)です。つまり、市民の権利と行政のあり方を意識している人が半数弱という結果です。
- ④身近な地域のまちづくりへの取り組みを希望する人が 61.7%(Q1.4)で、地域の問題に関する話し合いの場に参加する意向を持っている人は 57.0%(Q1.6)です。①~③に比べると若干低いものの、朝霞市民の参加意識及び話し合いの重要性を認識している人の割合も比較的高いと言えます。
- ⑤市民と市役所がお互いに協力して朝霞を良くしていくためのルールや仕組みが必要であると思う人は90.2%(Q1.5)と、協働のルールや仕組みの必要性を認識している人がかなり多くいます。
- ⑥身近で大事なことは、市民が決定に関わることが望ましいと思う人は86.2%(Q1.7)と、住民投票のような制度が必要であると考えている人もかなり多いと言えます。
- ⑦「市役所に何らかの要望を伝える場合、どのようにしたら良いかご存知ですか?」という 設問に、「はい」が31.7%で、「いいえ」が57.2%(Q1.8)であり、地域問題の解決方法の認知 度は必ずしも高くはありません。
- ⑧市長や議員は、市民と対話する機会を持つことが望ましいと思う人は88.6%(Q1.10)と、市民と市長・議会の関係の重要性を認識している割合がかなり高いです。

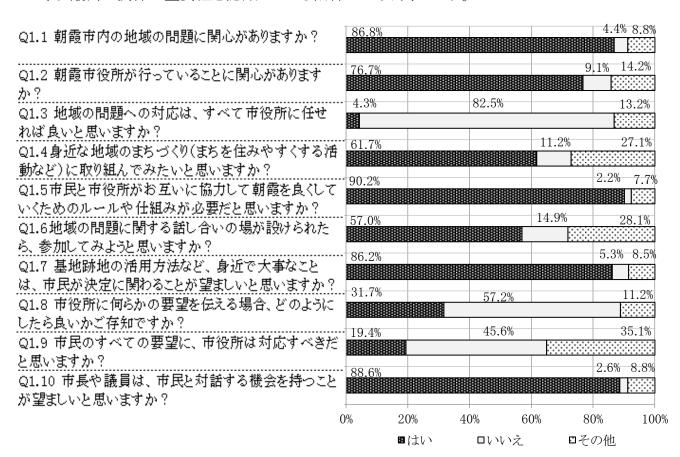


図1 アンケート調査結果

回答を性別、年代別に整理すると表 3(次ページ)のようになり、これから読み取れることは次のとおりです。

- ①女性より男性の方が10%以上、まちづくりや話し合いへの参加意向を持っている割合が高いです(Q1.4, Q1.6)。
- ②41歳以上の人は、21~40歳の人と比べ、
 - 1) 地域問題や市役所の行っていることに関心を持ち(Q1.1, Q1.2)、
 - 2) まちづくりや話し合いへの参加意向があり(Q1.4, Q1.6)、
 - 3) 市役所に何らかの要望を伝える場合、どのようにしたら良いかちゅうちょし(Q1.8)、
 - 4) 市長や議員は市民と対話する機会を持つことが望ましいと思う(Q1.10) 割合が 10%以上高くなっています。
- ③61歳以上の人は、60歳以下の人と比べて、
 - 1) 協働のルールや組みが必要と思い(Q1.5)、
 - 2) 大事なことに関する意思決定への参加が望ましいと思う(Q1.7)

割合が10%以上高くなっています。このように、参加意識が高い一方で、市民のすべての要望に市役所は対応すべきと思う(Q1.9)割合が10%以上高く、61歳以上の人は、他の年代よりも考え方が分かれているようです。

- ④41~60歳の人は、
 - 1)地域の問題への対応をすべて市役所に任せれば良いと思わず(Q1.3)、
 - 2)市民のすべての要望に、市役所は対応すべきだと思わない(Q1.9)
 - 割合が、40歳以下の人より10%以上高く、自治意識が相対的にやや高いと言えます。
- ⑤40歳以下の人は、市役所に何らかの要望を伝える場合、どのようにしたら良いかちゅうちょしない割合(Q1.8)が、41歳以上の人と比べて10%以上高くなっており、市役所に対する意識が多少異なるようです。また、地域問題に関する話し合いへの参加意向(Q1.6)が、他の年代よりかなり低くなっており、市民参加意識を高めてもらう働きかけが必要と思われます。

表3 性別、年代別の回答

				À	- / :		ı İ	17					7.0 kh		
	•		, 14,	•		•		,,,,	•		•		より他	•	
	男性	女性	40歳以 下	41~60 歳	61歳以 上	男性	女性	40歳以 下	41~60 歳	61歳以 上	男性	女性	40歳以 下	41~60 藏	61歳以 上
Q1.1 朝霞市内の地域の問題に関心がありますか?	%0.06	83.9%	74.2%	92.4%	%8.06	3.3%	5.4%	6.5%	2.5%	4.2%	6.7%	10.7%	19.4%	5.1%	5.0%
Q1.2 朝霞市役所が行っていることに関心が ありますか?	80.3%	72.8%	%2.09	80.8%	82.9%	10.7%	8.5%	12.1%	5.1%	9.5%	9.0%	18.7%	27.4%	14.1%	7.7%
Q1.3 地域の問題への対応は、すべて市役 所に任せれば良いと思いますか?	2.6%	3.7%	2.4%	1.3%	6.7%	82.1%	81.7%	75.8%	88.5%	83.0%	12.3%	14.6%	21.8%	10.3%	10.3%
Q1.4身近な地域のまちづくり(まちを住みやすくする活動など)に取り組んでみたいと思いますか?	72.4%	53.6%	20.8%	%8.09	%6.9%	8.3%	13.0%	11.3%	10.1%	11.3%	19.3%	33.3%	37.9%	29.1%	21.8%
Q1.5市民と市役所がお互いに協力して朝霞 を良くしていくためのルールや仕組みが必要 だと思いますか?	91.2%	88.9%	83.1%	84.8%	95.0%	1.7%	2.7%	1.6%	3.8%	2.1%	7.2%	8.4%	15.3%	11.4%	2.9%
Q1.6地域の問題に関する話し合いの場が設けられたら、参加してみようと思いますか?	80.79	48.4%	33.1%	53.8%	70.1%	10.1%	18.4%	22.6%	14.1%	10.9%	22.9%	33.2%	44.4%	32.1%	19.0%
Q1.7 基地跡地の活用方法など、身近で大事なことは、市民が決定に関わることが望ましいと思いますか?	85.1%	87.0%	80.6%	78.5%	91.6%	4.4%	5.7%	7.3%	5.1%	4.2%	10.5%	7.3%	12.1%	16.5%	4.2%
Q1.8 市役所に何らかの要望を伝える場合、 どのようにしたら良いかちゅうちょしますか?	37.6%	28.5%	21.0%	35.1%	37.7%	52.2%	58.9%	66.1%	53.2%	51.6%	10.1%	12.6%	12.9%	11.7%	10.8%
Q1.9 市民のすべての要望に、市役所は対応 すべきだと思いますか?	21.2%	17.6%	10.5%	14.1%	25.7%	49.7%	41.6%	37.9%	51.3%	46.8%	29.1%	40.8%	51.6%	34.6%	27.5%
Q1.10 市長や議員は、市民と対話する機会を持つことが望ましいと思いますか?	87.3%	88.9%	74.2%	92.4%	94.1%	3.3%	2.3%	3.2%	2.5%	2.5%	9.4%	8.8%	22.6%	5.1%	3.3%

注1:%は、各設問の全回答数に対する値。 注2:網がけ部分は、他の性別もしくは他の年代より10%以上差のある部分。

自由意見には、地域社会、まちづくり、子育てや高齢者問題、その他の地域問題・課題などの 具体的事項のほか、次のような、市民参加や情報提供など自治に関する意見もありました。

- ・幅広い世代でまちづくりに関わることが出来たら良い
- ・市民参加というのであれば、全て市民にまかせるべき
- ・行政に全てをまかせるのではなく、一人一人が出来ることを主体的に取り組むことが必要と思われる
- ・まちづくりは市役所に全てまかせるのは無理だと思う、旗振りは市だとしても市民が参加できる 仕組みが必要
- •一部の市民の声の大きい人の意見だけでなく多くの市民の意見を取り入れてほしい
- ・市の方針についてどのように進めたいと思われているということが判らないので、市の方針を広報紙やなにかで、市民の意見を求めてほしい
- ・今までは、決まったことの結果を市民に報告することが多かったが、構想の時から市民と話し合いをすべきだ

これらのアンケート結果から、次のようなことが言えます。朝霞市民は、地域問題や市政に対する関心のある比率がかなり高く、市民の権利と役割を意識している人も多いです。そのため、参加意識や希望を持ち、協働のルールや仕組みの必要性を認識している比率が高くなっています。一方で、市役所へ要望を伝える方法を十分に理解していないとともに、市長や議員との対話や情報公開を求める声もあります。このような市民が朝霞のまちづくりにより積極的に関わるためには、自治基本条例が必要であると思われます。

<参考資料>

資料1. これまでの活動内容	19
資料 2. 勉強会	20
(1) 朝霞市の自治・市民参加の経験	
①黒目川の事例	
②朝霞の森の事例	
③パブリックコメントの事例	
(2) 『鹿沼市自治基本条例づくり』から学ぶ	
資料3. ワークショップ作業のまとめ	24
(1)『市民自治』(福嶋浩彦著)及び関連グループディスカッションのまとめ	
(2) 朝霞の問題・課題と解決プロセスのグループディスカッションのまとめ	
資料4. アンケート調査	30
(1) アンケート調査票	
(2) 単純集計	
(3) 自由意見	
資料 5. 意見交換会資料	39
(1) 説明資料	
(2) ワークショップ	

資料1. これまでの活動内容(第1回~第23回)

	開催月	主な内容
第1回	H26.5月	今後、会で話し合いたい内容等の検討
第2回	6月	1. 会の目的、会の名称
第3回	7月	1. 会の目的、会の名称
第4回	9月	3. 自治基本条例についての勉強会
第5回	10 月	4. 今後の勉強内容やテーマ などの検討
第6回	11 月	4. 7 仮の処理的合で / * * * * * * * * * * * * * * * * * *
第7回	12 月	朝霞市の総合計画についての勉強
第8回	H27.1月	栃木県鹿沼市の自治基本条例についての勉強(講師:鹿沼市職員)
第9回	2月	朝霞市の自治(黒目川の利用・朝霞の森)についての勉強
第10回	3 月	「市民自治」(福嶋浩彦著)の本から自治のあり方についての勉強
第11回	4月	「市民自治」(福嶋浩彦著)の本から自治のあり方についての勉強
第12回	5月	自治の理想と朝霞市の現状の検討
第13回	6月	朝霞市の町内会の現状や役割についての勉強
第 14 回	7月	朝霞市の問題(高齢者の災害対策・子育て支援・商店街活性化)
为14日	17	をもとに自治の検討
第 15 回	8月	朝霞市の問題(高齢者の災害対策・子育て支援・商店街活性化)
为 10 四	ОЛ	をもとに自治の検討
第16回	9月	意見交換会開催の検討
第17回	10 月	意見交換会・自治基本条例の必要性の検討
第 18 回	11月	意見交換会・自治基本条例の必要性の検討
第 19 回	12 月	意見交換会・自治基本条例の必要性・アンケート調査の検討
第 20 回	H28.1月	意見交換会・自治基本条例の必要性・アンケート調査の検討
第 21 回	2 月	アンケート調査結果・報告書作成の検討
第 22 回	3 月	報告書の内容の検討
第 23 回	3 月	報告書のまとめ

資料2. 勉強会

- (1) 朝霞市の自治・市民参加の経験
- ①黒目川の事例:黒目川で発生した禁漁トラブルの解決

黒目川は近年浄化が進みアユが遡上するまでになりました。しかしそれに伴って釣人が増えマナーの悪さが目に余り、埼玉南部漁協が禁漁看板を立て、警官が釣り人を取り締まるまでに事態が悪化しました。

昔から黒目川にはアユがいませんでしたが、2000年代に入りアユが大量に遡上してきました。関東ではアユ釣りの解禁はおおむね6月1日、それ以前は禁漁です。元々アユ釣り文化のない黒目川では、解禁前にアユ釣りが盛んに行われていました。この状況をみた漁協が、2008年春に看板を立て禁漁を告知したところ、解禁前の釣り人への警察通報が頻発し、次々に警察署への任意同行を求められました。警察はアユと規制のない魚との違いが分からず、アユ釣りでない釣り人も任意同行となり、釣り人は委縮し、6月1日の解禁後も釣り人が無く、2008年の夏は無人の黒目川という異常な夏となりました。

そこで、同年夏に市民団体が漁協と釣り人を集め、釣り人協議を行いました。漁協の考えは、黒目川ではアユを特別視せずコイ・フナなどの雑魚扱いであり、警察の摘発まで求めていないこと、警察にも行き過ぎた摘発をしないことを申し入れた、何かあったときには相談できる警察署の窓口を決め、担当者名を公表しました。

これ以後、黒目川に釣り人が戻り、現在の隆盛をもたらしました。同時に、解禁前の釣り人はなくなりました。最大の成果は、釣り人協議で合意されたことを釣り人が守り始めたことです。この協議から産卵期アユの禁漁区が合意されました。浜崎の岡橋から田島の花の木橋まで、10月1日~15日をアユ禁漁としました。強制力のない、任意ルールですが、釣り人の間ではきっちり守られています。強制力ある6月1日解禁をみんな守らなかったことがウソのようです。また、子供が川で遊ぶ区間では、釣り針が川底に残されやすい子どもに危険なコロガシ釣りの自粛(禁止)申し合わせまで発展しました。

以降、漁協と一般釣り人の協議は市民団体を介し毎年行われ、安全で快適な河川環境づくりが行われるようになりました。一部釣り人による釣りルールの尊重は、「私も守るからあなたも守りなさい」と釣り人同士のモラル向上をもたらし、新参者にもルール遵守の呼びかけを行う気風が生まれました。この気風は釣り人の心にプライドを育み、上記コロガシ禁止のように、大人にも子どもにも楽しい黒目川づくりを考える芽を育てました。

黒目川に関わる人々のこうした相互理解により、黒目川の河川環境はよくなっています。 こうした市民による自発的活動の発議、協議、ルール化とその遵守を担保・支援する公的ル ールが欲しいところです。



2008年6月28日・第一回釣り人協議



2008年9月25日アユ産卵期禁漁看板の設置作業

②朝霞の森の事例

■市民が広場のルールづくり

2012 年 8 月に国と朝霞市は朝霞の森の管理委託契約を結び、基地跡地 19.4 紀の内、元国家公務員宿舎予定地であった 3 紀の市民利用がスタートした。市と市民は広場利用に向けて使用ルールや管理運営など市民が中心となった「管理運営準備会議」で話し合ってきた。

公共施設の使い方を市民が中心になって決めるのは、朝霞市にとって画期的な出来事であった。準備会議では市民から「禁止事項は極力少なくしたい」「今まで公園でできなかったことをできるようにしたい」などの意見が多く出され、丁寧な話し合いを重ねた結果、自主管理を基調とした広場憲章と制約事項を極力少なくしたルールが誕生した。「自分たちが決めたことは自らも守る」市民参加の一つのモデルではないでしょうか。

市も結論を急がず、合意が図れた事項から実施する『使いながらつくる。つくりながら考える』を運用方針にして会議に臨み、市民と協働して粘り強く、話し合いを推進した。このような市の姿勢は市民との信頼関係をより強めた。

■朝霞の森の維持管理は市民中心に

広場オープン後も市民力は元気だ。市民の呼びかけによる石ころ拾い、間伐材を利用したベンチ作りや樹名札づくりなどが次々に企画され、実行されている。オープン後新たに発生した諸課題、自転車乗り入れやドックランの是非、トイレの設置要望、ペットのマナーなどについても制極力制限項をなくし、広場の自由な利用を可能にした憲章とルールを市民と行政が明確に共有していることが、要望や諸活動における迅速かつ柔軟な対応となり、協働活動の活性化につながっている。

2014年からは市民による毎月1回の定例作業日が設けられ、ベンチの増設や補修、草刈り、樹木の手入れ作業などの維持管理が自主的に展開されている。

朝霞の森で学んだことは

- 1) お互いの考えを尊重すること
- 2) 目標とルールを共有すること
- 3) できることから行動すること

【参考】朝霞の森憲章

ここはみんなの広場です

- ・みんなが楽しく、自分の責任で自由に楽しみましょう
- みんなが協力して、みんなが守り育てる広場にしていきましょう
- そんなで朝霞スタイルの広場をつくっていきましょう

③パブリックコメントの事例

パブリックコメントを活かすために(景観計画骨子案 2014.10)

市民からの貴重な意見を市政に生かすために次のことをパブリックコメントに取り入れるよう提案します。

◆2010年1月に実施された「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本整備計画(素案)」のパブリックコメントにおいて、聞き置くだけのアリバイづくりのパブコメから本当に市民の意見を市政に取り入れようとする試みが実施され、パブコメに参加した58名の市民からは高い評価を受けました。

今回のパブコメにおいても 2010 年 1 月に実施された先進的事例を水平展開し、実施されたい。

- ◆2010 年 1 月に実施されたこと
- ・ 提出意見 382 件に全てに個別に回答を行い、提出者全員に回答書を送付した。
- ・ パブコメ参加者を対象とした説明会を後日開催し、意見交換を行い、出された意見を 整備計画書に反映させた。

【具体的提案事項】

- 1) 提出者全員に個別事項毎の回答を郵送で行うこと。
- 2) パブコメ参加者を対象とした説明会を開催し、意見交換を行い、骨子案、素案に反映 させること
- 3) 景観計画策定委員会においてパブコメ参加者と意見交換をする場を設けること

上記意見に対し、景観計画策定委員会は市と調整し、全面的に採用し、上記「具体的提案 事項」1)と3)を実施しました。2015年6月に行われた景観計画素案のパブコメでも同様な意 見に対し、上記1)と3)が実施されました。

今後のパブコメのあり方の参考になる事例であります。

(2) 『鹿沼市自治基本条例づくり』 から学ぶ

日 時:平成27年1月17日(土) 17:30~19:30

場 所:朝霞市中央公民館・コミュニティセンター

講 師:栃木県鹿沼市職員

内容:①なぜ自治基本条例制定にいたったのか

②鹿沼市での自治基本条例づくりの進め方について

③条例を検討するなかで苦慮した点や反省点など

基本方針 「市民の手でつくる条例」

- ①市民が主体となり、会議運営ができる体制づくりをする
- ②委員は、公募市民で構成する
- ③委員会の運営方法は、事務局も公募市民で運営する



自治基本条例を推進する中で、以下のような新しい動きと発見があった

- ①まず行動をすることが大切
- ②市民協働モデル事業の発起
- ③モデル地区によるアイディア会議の開催
- ④高校生によるアイディア会議の開催

など

結果として、新しく市民により市民大学が設置され、勉強会が始まった



朝霞市民として・・・

鹿沼市の自治基本条例から学んだこと

- ①まず行動を起こす動きが大切であること
- ②自治基本条例について、より率先した学びが必要性であること
- ③朝霞市の問題点の把握や、朝霞市ならではの自治基本条例に盛込む内容
- ④一部ではなく、多くの市民の方と、朝霞市について考える必要 など

私たちは「朝霞市における自治基本条例の必要性」について、多角的に考えるため、朝霞市の現状や問題点、過去の事例等を学ぶ必要があると感じた。





資料3. ワークショップ作業のまとめ

- (1)『市民自治』(福嶋浩彦著)及び関連グループディスカッションのまとめ
 - 注1:発表者のレジメの内容及びグループディスカッションで出された主な意見を整理したものであって、市民の会としての統一した意見ではない。
 - 注2:「イ.現状・問題」及び「ウ.課題、方策・やるべきこと」の番号は、「ア.あるべき姿など」 の番号に対応

	ア. あるべき姿など	イ. 現状・問題	ウ. 課題、方策・やるべきこと
	1. 朝霞のまち、市政、議会	1. 市民意識が薄い市民、市政	1. 三芳町の広報に市民意識を変える
	に関心を持つ	に無関心な市民が多い	ヒントがある
	2. 市民の意思で自治体を	 3. 選挙の投票率が極めて低	 1. 市民が市政に関心を持つような活
	運営する	V	_ _ 動
A	3. 大事なことは市民自ら	 4. 市民が権利を放棄してい	 1. 市民の声が届く仕組みを市民がつ
市民	が決め行動する	3	くる
	4. 市民は市長や議員のリ	4. 直接請求した市民の条例	2. 地域リーダーを養成するシステム
	コール、監査請求、条例案	案が否決されるとそれで終	づくり、パートナーシップカレッジの
	の提案、住民投票ができる	わる。税や負担金に関する条	 再開
		 例は直接請求できない	 4. 常設型住民投票制度の制定
	1. 当事者同士で話し合う	2. 祭りが地域の人間関係づ	1. 誰もが参加できる議論の場の設定
	2. 市民は地域活動に参加	くりに役立っている	1. 地域課題は市民が解決。行政・議員
	3. 各団体が社会に向けて	2.30、40 代の商店主やプレ	 はそれを支援
	働きかける	ーパークなど、若いイメージ	 1. 公共空間の利用方法は利用者が決
	4. 市の良い点を域外へ発	が出てきている	める
В	信	2. ボランティアグループが	2. まち全体を考える
市民⇔		多い	2. 自治会役員は、住民の声を待ってい
市民、		2. 近所づきあいを広げるこ	るだけではなく、町内の声を集める
地域社		とが難しい	2. シニア、ママ、子どものつながりの
会		2. 住民の間で自治会・町内会	場として公園をうまく活用する
		離れ	3. 団体の横の広がりをつくる
		2. 世帯規模が小さく、各世帯	4. 朝霞の町を P R する。 市の目標 (イ
		とコミュニティとのつなが	メージ)を設定
	りが弱い 4. 市民の市を		4. 市民の市を良くする市民のプライ
			ドを持てるような運動をする
	1. 市長は最終責任者とし	1. 市政は行政職員にコント	4. 市長は市民と直接話し合う
	て判断	ロールされている。市長や行	5. 市長の多選禁止を条例化
	2. 市長は課題解決のため	政への市民の要望は個々人	7. 政策の優先順位の審議に市民や議
	の合意形成にイニシアテ	が議員を介して行っている	員が参加するシステムをつくる
	ィブを発揮	4. 市長には対等である意識	7. 市民と一緒に考え、解決する姿勢
С	3. 市長は市民の福祉増進	がほしい	7. 事業の見直し制度の導入
行政	4. 市長はきちっとした政	4. 市長の考えが分からない	7. 必要な場合は、市民税を増やすこと
	治哲学を持ち、市民から選	6. 市は国の方を向いている	も検討
	出されたこと、白紙委任さ	7. 市民は参加できない	7. 教育委員会と市民との意思疎通
	れたわけではないことを	7. 市民と関わりたくない、苦	8. 政策の達成率の見える化
	自覚	情・トラブル・仕事が増える	8. 政策を誰がどのように議論して作
	5. 市長の多様性を確保	と思っている職員がいる	っているのかの見える化

	_	T	
	6. 国→県→市ではなく、市	7. 教委職員は教員が多いせ	8. 市民参加の結果を公表
	民の総意に基づいて市行	いか、視野が狭く閉鎖的	8. 職員採用結果を公表
	政を展開	8. 市が持っている情報は市	
	7. 民主的に政策を策定・実	民のものだという意識が希	
	施・評価	薄	
	8. 情報の公開と共有化		
	1. 行政と市民との対等な	1. 市民のモチベーションと	1. 協働は受益者市民の利益のために
	関係での市民参加・協働	行政のそれは相互に関連す	行う
	2. 市民と行政の緊張関係	る	1. 各課と市民との対話の機会
	を保つ	1. 市民参加が一部の市民に	1. 金銭面の市民参加
	3. 補助金の公平な交付	限定されている	1. 予算編成に市民参加ができるよう
	4. 適切な審議会の構成と	1. 市役所、子育て、社会福祉	にする
	運営	協議会との連携がとれてい	1. 公募委員制度の充実。委員会のテー
D		ない	マ・分野に関心のある人が公募委員に
市民↔		1. 旧い地域団体の意見ばか	なる。市民が公募委員を推薦する。公
行政		りが重視される	募委員の増加。
		4. 審議会などの市民委員が	2. 市長選の投票率を上げ、行政に緊張
		少ない	感を持たせる
		4. 女性委員が少ない	3. 補助金の公募
			4. 市民委員を 1/2 にする
			4. 審議会などの女性委員を増やす。委
			員の半数は女性に。あるいは、クォー
			ター制の導入
	1. 議員は市民要望を背景	1. 議員の活動を評価する物	1. 議会や議員が市民意見を吸い上げ
	に政治を行う。市民の合意	差し・基準がない	る活動
	を作り出す。議員報酬に見	3. 出された議案についての	1. 議員の評価基準を作る。
	合った仕事をする。	議論がなく、何のための議会	1. 議員調査権を使い市政の現状を調
	2. 議員は市民に選ばれた	かわからない	べ、課題を整理し企画立案の材料を作
	こと、住民全体の代表では	3. 議員提案の条例作りやシ	る
Е	ないこと、市民に白紙委任	ステムがない	3. 議員同士が討論する場をつくる。
議員・	されたわけではないこと	3. 政策立案を行政に一任し	3. 議会事務局の役割を拡充する
議会	を自覚する	ている	3. 福祉に関わる人たちが議員になれ
成乙	3. 議会の活性化につとめ		るように
	る		3. 若い人が議会に出やすいような開
			催日時を設定する。
			催日時を設定する。 3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しな
			3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しな
			3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない
	1. 市民は議会に関心を持	1. 議員が何をしているのか	3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない 3. 各議員の各議案の賛否などを公表する 1. 市民が議会に関心を持つような活
F	1. 市民は議会に関心を持つ	1. 議員が何をしているのか わからない	3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない 3. 各議員の各議案の賛否などを公表 する
F 市早⇔			3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない3. 各議員の各議案の賛否などを公表する1. 市民が議会に関心を持つような活
市民⇔	つ	わからない	3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない 3. 各議員の各議案の賛否などを公表する 1. 市民が議会に関心を持つような活動を行う
市民⇔ 議員・	つ	わからない 2. 忙しい市民は議会参加な	 3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない 3. 各議員の各議案の賛否などを公表する 1. 市民が議会に関心を持つような活動を行う 1. 議会報告を見やすくする
市民⇔	つ	わからない 2. 忙しい市民は議会参加な どできない。忙しくなくても	3. 党や会派は、議員の賛否を拘束しない 3. 各議員の各議案の賛否などを公表する 1. 市民が議会に関心を持つような活動を行う 1. 議会報告を見やすくする 2. 議会傍聴を推進する。

	T		
		らない	2. 議会報告会や市民との意見交換会
		2. 議会が必要と認めた場合	を行う
		のみ、市民が請願の趣旨を説	2. 議会で市民も意見が言える場を設
		明	定する
			2. 議員も市民活動に参加し、市民の意
			見を聞く
	1. 選挙を大切な権利とし	1. 選挙権は与えられたもの	2. 市民参加でマニフェストをつくる
	て認識する	で、勝ち取った自覚が薄い	3. 戸別訪問を解禁する
G 市民⇔	2. マニフェストの充実	2. 選挙公約、マニフェストを	3. 選挙公報の見直し、政策チラシは自
市長・	3. 選挙を身近なものにす	示していない	由に
. , .	る	2. ドブ板選挙は市民の日常	3. 立合い演説を義務化する
議員、		生活改善につながる	3. 女性議員を増やす
選挙		3. 規制ばかりで自由な選挙	
		になっていない	
Н	1. 議会は、市長と対等の立	1. 市民は二元代表制とは思	2. 議員は市政情報を執行部から開示
議会↔	場だということを肝に銘	っていない	を受け、検討材料を得る
行政	ずる		

(2) 『朝霞の問題・課題と解決プロセスのグループディスカッションのまとめ

注: グループディスカッションで出された主な意見を整理したものであって、市民の会としての 統一した意見ではない。

テーマ:高齢者の災害対策

		自治基本条例との関係
1)問題・課	①高齢者世帯や独居高齢者の情報が地域にない	・条例化で災害時に備えた
題の内容	②災害時の共助の仕組みが不明。このため、災害時の対応が不	緊急連絡簿作成を促す
	安	
2)誰が解決	・市民同士(隣近所、町内会、自治会等)、それに加えて行政	
すべきか		
3)問題提起	・問題意識を持った市民や団体が核となって行政に働きかける	・市民から提起された問題
の方法	・それを受けて行政も動き出す	に市は取り組むことを条
	・核となる市民と行政がチームを作り、広く市民を巻き込む	例化
4)解決策の	・発起人チームが市民に呼びかけ、討論会やワークショップを	
検討方法	開き、関心ある人の輪を広げる	
	・プロジェクトの目標設定、行動計画の立案等、プロジェクト	
	の進行に必要な体制を整えていく。	
5)意思決定	・プロジェクトチームを構成する市民と行政は対等な関係であ	・市民と行政が協働で進め
方法	り、両者協力して意思決定を行う	ることを条例化
6)実施に際	・実施方法や目標の明確化。方向性をしっかり持ち、現実的対	・災害対策用の個人情報の
しての留意	応に努める	取り扱い規約の条例化
点	・市民と行政の協働:推進部門の組織化、プロジェクトチーム	・必要に応じて、個別の条
	の編成を行う	例策定を可能とする条例
	・市民に働きかけ、意識向上を図る	化
	・高齢者(独居者)との交流を持つ	
	・庁内の複数部署が関係してくるので、コミュニケーションを	
	密にして、利害関係者間の調整に配慮	
	・議会や議員は、このような動きを支援する体制を整えて協力	
	する	
7)評価の必	・推進部門が中心になって進捗管理を行い、PDCA サイクルを	進捗の管理と成果の評価
要性	回す	実施を条例化

テーマ:子育て支援

		自治基本条例との関係
1)問題・課	1. 保育園:入園資格が実態に合っていない	子どもの権利
題の内容	2. 学童保育:受入れ定員を増やしすぎ。施設が狭い。職員が	
	減少	
	3. 児童館:学童保育に行けず、親が働いている子が多い	
	4. 専業主婦が週1回でも子どもを預け、子育てから解放され	
	る場所がない	
	5. 子どもの権利なし	
2)誰が解決	・当事者、ボランティア(保母、幼稚園・学校教諭、看護師、	朝霞の人材の活躍
すべきか	助産師の退職者)、行政、議会、関連施設	
3)問題提起	1. 困っている人同士のつながりをつくる⇒グループ化	自分たちで主体的に解決
の方法	2. 話し合いの場をつくり、解決すべき人、特に当事者が参加	する気風づくり
	するように呼びかける	当事者中心の話合い
4)解決策の	1. 実態も含めて困っている人を把握	朝霞のハード財産の活用
検討方法	2. 小規模施設を、頼れる人をさがして作る(空き家、独居・	
	老夫婦の農家を部分的に借りる)	
	3. プレーパークの常設化	
	4.小規模公園と、周辺住民・店舗関係者との協働	
	5. 国の補助金の利用	
5) 意思決定	1. 当事者を中心とした話し合いの場で意思決定	
方法	2. 施設の周辺の町内会・自治会、関心のある人との連携	
6)実施に際	1. 保育園、学童、プレーパーク:「子どもの声は騒音ではな	子どもの権利
しての留意	い」という条例が必要	行政は市民を支援する役
点	2. 問題点を把握しあう	割
	3. 行政の協力支援がないと進まない	
7)評価の必	1. 当事者の満足度を評価する。	
要性		

テーマ:商店街の活性化と地域コミュニティ

		自治基本条例との関係
1)問題・課	・商店街の衰退、シャッター通り化	
題の内容	・買い物難民	
	・コミュニティの場が不足	
2)誰が解決	・利用者/商店主・商店会/自治会/行政(高齢者、子育て、	
すべきか	都市計画、まちづくり、地域振興など)	
3)問題提起	・個人の店舗の問題をこえて、共同管理の道を探る	・問題を提起する仕組みと
の方法	・まちづくり・都市計画で支援	しての条例
	・売り手の情報と買い手のニーズをつなぐ	
	・地域コミュニティの場として活用	
4)解決策の	・2)の関係者が話し合う	・市民と行政との協働
検討方法	・情報の共有化と資金補助	
	・商店街の発展のためでなく、地域コミュニティの役に立つこ	
	とが商店街の活性化につながる	
	・まちづくりの観点から考える	
5)意思決定	・2)の全員で合意形成	・合意形成への過程につい
方法		ての仕組みづくり
6)実施に際	・経営意欲が湧くように	・少数意見もちゃんという
しての留意	・各商店同士のつながり、地域のつながり	場の確保
点	・少数意見の反映	
	・高齢者、子育て中の人、障がいのある人など、誰もが参加で	
	きる場をつくる	
7)評価の必	・第三者評価(利害のない人)	・第三者による評価実施を
要性		条例化

資料4. アンケート調査

(1) アンケート調査票

朝霞のまちづくりアンケート調査

自治基本条例を考える市民の会

自治基本条例を考える市民の会は、朝霞市から支援を受けながら、朝霞市における自治基本条例の必要性について、平成26年5月より毎月の会合で検討を進めてきました。検討の一環としまして、市民のみなさんのご意見もお聞きしたいと思います。趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願い致します。

調査結果は、3月に朝霞市のホームページ (http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/2/shiminnokai.html) に公表する予定です。

問合せ:自治基本条例を考える市民の会(担当:平 La.080-5376-8660) 朝霞市政策企画課(La.463-3089)

Q1 次の質問について、「はい」の場合は「1」を、「いいえ」の場合は「2」を、「どちらとも言えない・どちらでもない」の場合は「3」を、回答欄にお書きください。

	回答欄
Q1.1 朝霞市内の地域の問題に関心がありますか?	
Q1.2 朝霞市役所が行っていることに関心がありますか?	
Q1.3 地域の問題への対応は、すべて市役所に任せれば良いと思いますか?	
Q1.4 身近な地域のまちづくり(まちを住みやすくする活動など)に取り組んでみ	
たいと思いますか?	
Q1.5 市民と市役所がお互いに協力して朝霞を良くしていくためのルールや仕組	
みが必要だと思いますか?	
Q1.6 地域の問題に関する話し合いの場が設けられたら、参加してみようと思いま	
すか?	
Q1.7 基地跡地の活用方法など、身近で大事なことは、市民が決定に関わることが	
望ましいと思いますか?	
Q1.8 市役所に何らかの要望を伝える場合、どのようにしたら良いかご存知です	
カッ?	
Q1.9 市民のすべての要望に、市役所は対応すべきだと思いますか?	
Q1.10 市長や議員は、市民と対話する機会を持つことが望ましいと思いますか?	

Q2 朝霞のまちづくりについて、ご意見がありましたらご記入ください。その他、ご自由にご意見をお書きください。

Q3 あなたの性別と年齢について、該当する番号を回答欄にご記入ください。

		回答欄
Q3.1 性別	1. 男性 2. 女性	
Q3.2 年齢	1. 20 歳以下 2. 21~40 歳 3. 41~60 歳	
	4. 61 歳以上	

ご協力、ありがとうございました。頂きました回答は統計的に処理致します。

(2) 単純集計

	は	٧١	いい	ヽえ	その)他
Q1.1 朝霞市内の地域の問題に関心がありますか?	396	86.8%	20	4.4%	40	8.8%
Q1.2 朝霞市役所が行っていることに関心がありますか?	336	76.7%	40	9.1%	62	14.2%
Q1.3 地域の問題への対応は、すべて市役 所に任せれば良いと思いますか?	19	4.3%	363	82.5%	58	13.2%
Q1.4身近な地域のまちづくり(まちを住みやすくする活動など)に取り組んでみたいと思いますか?	282	61.7%	51	11.2%	124	27.1%
Q1.5市民と市役所がお互いに協力して朝霞を良くしていくためのルールや仕組みが必要だと思いますか?	412	90.2%	10	2.2%	35	7.7%
Q1.6地域の問題に関する話し合いの場が設けられたら、参加してみようと思いますか?	249	57.0%	65	14.9%	123	28.1%
Q1.7 基地跡地の活用方法など、身近で大事なことは、市民が決定に関わることが望ましいと思いますか?	394	86.2%	24	5.3%	39	8.5%
Q1.8 市役所に何らかの要望を伝える場合、 どのようにしたら良いかちゅうちょしますか?	139	31.7%	251	57.2%	49	11.2%
Q1.9 市民のすべての要望に、市役所は対応 すべきだと思いますか?	85	19.4%	200	45.6%	154	35.1%
Q1.10 市長や議員は、市民と対話する機会 を持つことが望ましいと思いますか?	405	88.6%	12	2.6%	40	8.8%

(3) 自由意見

1) 20歳以下

- ・東洋大学でやっているような子どもや高齢者への健康指導やスポーツなどをもっと広めていけば いいと思う。
- あさかの森に遊具が増えるといい。
- ・川や公園をもっと近く、もっと使いやすくし、ランニングコースの整備と子どもの遊び場が近い 所にあればいいと思う。
- ・夜、暗い場所が多いので、街灯設置を増やしたほうがいいと思う。
- ・学生という立場から、朝霞市を見ると、大学の講義で地域包括支援センターのオレンジカフェに 参加している、地域の高齢者が集まり「参加してよかった」という様子が見られると、このよう な活動がもっと盛んに行われるとよいと感じる。
- ・近年では、高齢者の孤独死も問題となっているため、社会的孤独にならないように地域住民による見守り活動などが大切であると感じた。
- 特にないが、空き家があったりするのが気になる。

2) 21~40歳

①地域社会

- ・現役時代と高齢者の意識の違いを感じる。よく、次の世代の人たちのためにと、言われる方がいるが、それは余計なお世話である。現役世代と高齢者が求めているものは、ちがうので、若い人たち向けの施策を推進すべきである。公園が出来るより、ショッピングモールを作った方が人は集まると、費用効果も高い。
- ・仕事で手いっぱいなので、市に引越して来て一人生活なので情報が入りにくいのですが、友人が 市内にできて、話すようになり関心が出てきました。あっちこっちに気軽によって、若い人・子 供・学生さんと対話できる場がほしい。

②まちづくり

- ・幅広い世代で"まちづくり"に関わることができたら良いと思う。
- ・基地跡地内の自然、設備(米軍・日本軍時代)を残すべきです。これらは貴重な歴史遺産です。
- ・基地跡地を市民のために活用してもらいたい。
- ・米軍基地跡地の活用の方針を関東財務局と中長期的視点にて決定していただきたい
- ・基地跡地を有効に活用してほしい。大きなショッピングモールなどの誘致
- ・朝霞市といっても様々な地域があるので、まずは自分の身近な地域のことを考えることが大切だ と思う。

③市民参加

- ・地域の問題に関する話し合いの場が設けられたとして、その次にはシステマティックに(画一的手法で)政策・提案がまとめられる手法の確立が重要となると考えます。何故なら、多数による話し合いを要するため、逆転して考えると限られた時間内で最大の成果を出す仕組みが必要と考えます。
- ・一部の市民(声をあげる市民)だけでなく、より多くの市民の意見を取り入れてほしい。
- ・地域市民、全員が参加できる事業展開。
- ・反対する意見を多く聞くことがあるが、賛成している意見がみえないので、しっかりと取り上げ てほしい。

- ・広報「あさか」毎回楽しみに読んでいます。市民参加のまちづくりはとても大切だと思います。
- ・市民が行政に全てを任せるのでなく、一人一人できることを考え、主体的に取り組むことが必要 と思われます。
- ・住民参加といいながら結局は役所が行っているのでは・・・・市民参加というのであれば、全 て市民に任せるべきだ。
- ・朝霞アートマルシェに参加したことがありますが、人手も多く活気があると感じました。若い世帯も多く住んでいるので、若い世帯が活躍できるような官民一体の催しなど活発に行われると良いなと思います。

④子育て

- ・一時保育を受け入れてくれる保育園が少ない。緊急の時はどうしたらいいでしょうか?
- ・1~3才保育所を増やしてほしいです。
- ・学童保育所の質がどんどん落ちて子がかわいそう。先生方が頑張っているし、父母の会もないので、訴えようもない。
- ・学校の先生が子どもに接するよりも雑用で忙しそうで、子どもにしっかり向きあえてないと思う。 副校長のような人がどうして授業をもたないのですか?
- ・もうすぐ4才の子育て中です、朝霞には以前住んでいました。現在新座市在住です。朝霞の子育 て支援にはとても感謝しております。とても住みやすい町でした。機会があればまた朝霞に住み たいです。彩夏祭、屋台ふやして下さい。

⑤安全

- ・根岸台坂付近抜け道があり、スクールゾーンになっているものの子ども達の登校が心配。どうしたらよいか、市の担当の方と一緒に考えたい。
- ・小学校の危険な道の要望を聞き入れてほしい。
- ・5年前に都内から朝霞に転居してきました。ちょっとしたところで、住み心地が良いと感じます。 ただ、防犯の面は心配なので、外灯をつけたり、警察によるパトロールを強化してもらったりと お願いしたいです。

⑥地域の問題・課題

- ・朝霞台駅にエレベーターを設置してほしい。
- ・近年、朝霞市からの企業撤退が目立つので、積極的な企業誘取の取組
- 仙台市の様なバリアフリー化を進めるための細部にわたる整備
- ・朝霞駅近くの地下道(絵が飾ってある場所)がチュインガムや犬のフンが有ったりしてすごくきたな、どうすれば綺麗になるのか?余りにも道徳がなさ過ぎると思う、表通りは綺麗でも裏道に入れば犬のフン等はあるし、安心して歩けないですね。
- ・動物の交通事故、殺処分ゼロに向けて取り組んでほしい。犬・猫の生体販売を禁止してほしい。 犬・猫に対する虐待を取り締まってほしい。ドイツの犬猫用シェルターのような仕組みを作って ほしい
- ・おまつりがどれもいつも楽しいので、もっと開催してほしい。
- ・介護など、福祉について取り組むべき。

(7)その他

・この市民の会の活動には敬意を表すが、このいつもの面々がいない会議体での、のびのび発言される市民の意見も大変参考になると思うのでこの会以外にも、意見を聞く場を設けるなど、市民の声としてまとめるであれば、多くの市民の意見を聞く必要がある。

・市民の会について、HP等で見ると、市の他の計画などに属している。ごく限られた一部の市民 の顔しかみられない。新しい参加者がいても、その一部の方々の意見をおしつけられる形に、い やけがさして出なくなると良く聞く。このような独断的な一部の市民の会の場だけで議論したも のが、市の支援をうけてとの、位置づけにしてよいものか、またここでの結論がこの先、基準と して使われるのかと思うと恐ろしい。

3) 41~60歳

①地域社会

- ・近隣住民が日頃から助け合えるような環境づくりが大切だと思います。また、その為のイベントや企画に、若い世代の人達を巻き込むような取組をする価値があると思います。
- ・朝霞には、沢山の団体がありますのでネットワークを多く組むことができれば、大きな力になる とおもいます。

②まちづくり

- ・基地跡部分の土地の有効活用をなるべく早く考えてほしいです。
- ・朝霞基地跡地、あさかの森は現状のまま、なるべく自然優先に残しておくことを望みます。よい まちづくりは市民全体が熱意をもって行うことです。
- ・市民の力を借りて街づくりをした方がよいと思います!! 市民が朝霞を望む街に。
- ・図書館を中心にしたまちづくり。

③市民参加

- ・市は市民参画の手法を十分活用して市が、又は議会が決定することが望ましい。
- 市民協働で。
- ・市民参加は多元主義を旨とするのであり、「偏向/中立」なる尺度を用いた非難は当らないと考える。
- ・行政:市民参加の機会の提供だけでなく、ハードルを下げて気軽に参加でき、フレンドリーな集 合体となるような環境を作ってほしい。苦痛でなければ、メンバーとしての存在感・充実感が得 られて、発言にも有効性や共感が得られるし、他人の意見にも譲歩納得することができると思う。
- ・関心あります、機会があれば参加します。

④子育て

- ・子育てがしやすい朝霞なので、このまま静かな朝霞を維持していきたいです。
- ・住みやすい市、子育てしやすい市にてほしいです。

⑤地域の問題・課題

- ・駅前通りの活性化。あさかの森、基地跡地の早急な市民解放を望みます。
- ・駅前通りに商店を誘致してほしい。駅前
- ・シャッターが閉まったままの店が多い、さみしい感じがします。(特に朝霞駅から市役所までの通り)
- ・全面的に歩道が狭い道が多く、安心して歩けるまちではない、車で遠くに買い物に行く方が気が 楽です。
- 買:セキスイ跡地に、ショッピングセンターとマンションは要らない。
- ・住:子供が小さいときや働いている間は、交通の利便性や公共施設面で満足しているが、老後に 住み続ける魅力に欠ける。価格面で中古高齢者住宅や障害者(バリアフリー)に力を入れてほし い。

- ・朝霞市は、市民にとって住みやすい街だと思います。ただ、スポーツ文化における拠点が市役所付近に固まっており、朝霞台・北朝霞駅近辺には野球場しかなく、不便を感じます。又、基地跡地の利用については駅から近いこともあるので、市民の憩いの場だけではなく市の税収も考え、商業施設の誘致等をおこなってもよいかも知れません。
- ・みんなで利用できる総合施設とか、市の方針で健康に暮らせるように予防に力を入れてほしい。 主婦層が利用できるところがほしい (子どもとシニア層が多いので)
- ・自分で考えて行動できる職員がもっと増えることを希望(期待)。

4) 61歳以上

①地域社会

- ・朝霞に産まれて育ち、この町が大好きです。あまり発展せず、今の状態が好きです。
- ・朝霞市民独自がどのような生き方、生活・日々をどうしていきたいのか一人一人が考える必要が あります。ベットタウンとして朝霞市を見ている人は朝霞を愛せるのでしょうか。
- ・仕事も子育ても家族の会話も朝霞を中心に考えることが、ベストだと思います。コミュケーションも、土・日だけでなく時間にゆとりが出来るように願います。

②まちづくり

- ・朝霞の森の継続してほしい。公開スペースの拡大を。
- ・セキスイ跡地。
- ・市民センター・高齢者支援センター等、住んでいる町内でバラつきのないように、どの地域に住んでいてもなるべく公平に施設の利用が出来るよう配慮した町づくりをしていただきたい。
- ・朝霞市は保守的なイメージが強いので、どうせ創るのであればランドマーク的な物を作ってほしい。
- ・運営も民活を入れたコストパフォーマンスの高い施設としたいと思う。
- ・一挙に全ての地区を盛り上げるのは難しい、環境整備、景観、街起こしの重点として基地跡地、 特に黒目川周辺の整備、保存を進めたい。
- ・高齢による理解力の著しい低下によるものと思われますが、残念ながら「まちづくり」についてあまく理解することが出来ません。朝霞市は古くから住んでいる農業関係者だった土地所有者が、市政の実権を握っており極めて保守的と聞いています。"なんでも反対姿勢"と聞いています。マンションが次々と建設され、多くのマンション住民が朝霞市入口の大きな比率を占めるようになってもかわらないようです。私には、確かに朝霞市は『ダサい』という印象があります。市議会議員、市職員の質(センス)の向上は、とても重要と感じます。魅力ある地域になってもらいたいと切に思います。しかし、どうしたらよいのかは、全く見当のつかない領域です。
- ・人と人がつながれる町づくり(図書館に人生相談室や障がい者が運営する喫茶店、工作室等)
- ・子ども・若者が遊べるスポーツ出来る、体の訓練ができる場を小・中学校に2つ以上(大・小。 川べり、道沿いの利用も含め)作る、若者と相談しながら。

③市民参加

- ・まちづくりは市役所に全てを任せるのは無理だと思いますが、その旗振りは市だと思います。もっと多くの市民が関心を持ち、参加できる仕組みができると活気がでてくるはず。
- ・市民と市が議論して合意することがいいと思いますが体力的にムリなので若い世代に活躍しても らいたいです。若い世代の参加をうながす方法を考えて下さい。
- ・若い人と取り込む、参加を増やす方法を考えて。

- ・地域の問題は行政だけでなく、市民と一緒に考えて解決していくことが望ましい。
- ・今迄は決まって、結果を市民に報告することが多かった、構想の時から話し合いをすべきだ。
- ・住んで21年目です、今まで「町づくり」を自達も参加してとは考えてみたことがありませんで したが、去年あたりから少しずつ感心を持つように心が始動したところです。
- ・一部の市民で事を決めたり、進めたりしないよう広く市民の参加する組織で取り組む必要がある と考えます。
- ・まちづくりを考えることは、大切なことと知りながら、一歩踏み込むことはありませんでした。 ほんの少し関わり合いたいと思います。
- ・朝霞がさらに良いまちになると良いですね。出来ることでお手伝いをさせて頂きたいと思います。
- ・市と真の市民参画を基本とする。
- ・住みよい環境づくりは、市と市民の協力がなければ良くならないので、コミュニケーションをとる機会を作れば良いと思います。
- ・20~60歳の意見を多く取り入れる方法検討必要。
- Q1・4の問は、取り組むというより協力参加はしようと思う。
- ・広報みて、リタイヤーしたので関心ある会には参加します。
- ・気になる事はいろいろありますが、年令的に参加することもむずかしく思っている所です。
- ・広報よくみています、2月7日参加します。
- ・時間とれれば、意見交換会出席します。
- ・参加検討します。

④高齢者関連

- 朝霞の老人施設の増設。
- ・老人施設 (グループホーム・ディケア・老健・特養・リハビリに力を入れるホーム・サービス) を充実。
- ・老人の働く場の充実、若い人と共に働く企業の起業。
- ・緑の量が減っていくのは寂しい。もっとイスやベンチを置いて老人がウォーキング出来るようにしてもよいのでは・・。
- ・ 高齢者や独居老人の人たちの交流の場があると、楽しみもあり、孤独死などのきのどくな人たち を救うことができると思います。
- ・老人が住むのに最適な街にしてほしい。

⑤地域の問題・課題

- ・黒目川に桜の花を沢山植えて下さい。
- ・バス利用者です、バスの便数をもっと増やしてほしい。
- ・循環バスについて、不便な地区(交通)ではせめて1時間に1本ぐらいの本数にしたらどうでしょうか。年齢を重ね車に乗らなくなると、30分位のところでも出掛けるのがおっくうになってしまうものです。
- ・市よりのお知らせ放送が聞きにくい、改善してほしい。外灯の暗い所を改善してほしい。
- ・市役所通りの片側通行を実施して下さい。
- ・道路整備をもう少し力を入れてほしいです、うっかりヒールにキズをつけてしまいショック。
- ・生活道路の整備
- ・市内に大型道路を通すことのないように。
- ・道路整備(幹線道路及び生活道路に歩道を含む交通安全対策)は必要と考えるが、箱物は維持費

がかかるためこれ以上増やす必要はないと考える

- ・自転車が安全に通れるように専用道路を整備してほしい。
- ・身近な道路のいたみが進んでいます。シンボル道路より先に修理してほしい。
- ・都市農地の有効活用のため、農家、市民団体、市も共同で取り組んで、市には成功モデルを目指してほしい。
- ・若い人を助ける体制づくり(保育園・学童保育室の増設・指導員の増加・市役所の実質的運営を 考えてほしい、特に女性が働けるように)。
- ・朝霞はとてもいい街だと思います。もう少し買い物がしやすいように駅前通りの整備、商店の活性化を望みます。
- ・整った街なみを作るには、やはり条例で制限も必要です。無秩序に開発されていくのは後々の世代に無責任です。
- ・朝霞駅前から市役所まで全てを商業地域にしていることに問題あり。現状と将来性を見直すべき (マンション建設のための商業地域)指定はおかしい。
- ・朝霞市にはまだまだ多くの自然が残っていると思います。その自然を朝霞市は今後どの様に活用 したいと考えているのかが市民には見えてこないと思います(市民の意識が希薄なのかもしれな いが)今、日本の何処に行っても新しい町並みには同じ様な形の家が立ち並び、同じ様にコンビ ニが立って・・・地域色が無くなって来ている気がする。朝霞にも同様に思えてならない。
- ・未来をになう子どもたちが生き生きと生活してゆく社会になってほしい
- ・取りあえず、黒目川の景観に関してのみ述べさせていただきます。 1. 台風等大水が出た後に流されてきたゴミが根元に滞留している。又、木にまとわりついたつる植物が枯れてぶら下がり、 夕方等、幽霊の様に見えるのがとても気になります。 2. 河川敷でバーベキューした後のゴミ、 掘り跡、燃えカスが残されており、こちらも気になります。
- ・景観では、公道に置かれたのぼり・看板がとても気になります。商店に対して指導はされるべき だと思います。
- ・もともと朝霞市は関東平野が展望できる地形であった。高層ビルの建築が進み、今では自然から 孤立している様になりました。展望塔のようなものが有れば良いなあ!
- ・古くから林が美しい地域だった。それらを大切に育てることが大切です。朝霞の自然は保存できると思うので、市と市民協力しましょう。
- ・市の中心部に利便性の向上がなされている様な感じがする。周辺のことももっと考えてもらいたい。周辺部から中心部に車を利用した時、駐車場(無料・公)が必要。
- ・マンション住民が朝霞市全市民の何%であるかを知りたい。多くのマンションが各々難問を抱えているらしいので、その声を集約してもらいたい。できれば、その対応策を具体化していただきたい。
- ・趣旨とは若干異なりますが、疑問に思っていますことを記入します。現在、公民館や老人福祉センター等の利用が無料になっています。既得権で毎年更新されていますが、財政の健全化のためにもある程度有料化し、その資金を新たなまちづくり等に活用していただきたいと思っています。利用している私達も無料はおかしいと話している次第です。
- ・災害の時の避難場所の確保、食料の備蓄を
- ・市、市職員が市民に愛情を持つのを基本に、道路交通係りの人に弁財坂下の十字路の南西側・本田技研までの歩く白線がせますぎて乳母車を押すのにこわいと連絡。広げてほしい。2ヶ月後30cm 広げて白線がひかれた。対応がはやかった。聞いて調べて対応する力はあると思った。福祉

に関しては、余りにも実態を調査し理解してない。 20年後に高齢難民がでないように、先を検討すべき。

⑥行政

- ・まわりの四市と比較して、悪い点に合わせるのではなく、良い点を学んで市政に活用してほしい。
- ・市の財政(私たちの税金)は、市民の生活や福祉に使うことを中心に考えて活用してほしい。
- ・市の方針について「どのように進めたいと思われている(思っている?)」ということが判らない ので、市の方針を広報誌や何かの方法で市民に示したうえで、意見を求めるべきだ。
- ・市民と市役所との協調。
- ・市役所の方々はもっと地域を歩いて実態を知って私達が職員の方を信頼できるようお願いします。
- ・行政と市民の壁をなくそう。行政の職員も市民も同じ人間だから。立場でなく目線で考え合うことが必要。
- ・どうも市長以下、職員は市民の声に耳を傾ける姿勢に欠けているように思われる。市民あっての 市政なのでもっと真剣に取り組んでほしいと思う。
- ・市長の給与が上がった理由がわからない。知らせるべき。
- ・教育現場に臨時教員が多すぎる、多くとるなら同一労働同一賃金にすべき、正職員化に移行のプロセスを、市職員も臨時が多いのかな?

⑦議会·議員

- ・市議会議員の報告会を地域ごとにもったりして、市民の市政の関心をたしかめて、智・体・技の ある人々を有用活用してほしい。
- ・市議会議員の選挙の時の主張がどう反映されているのか市議会のあり方も、輪のようにか、対話 形式かに、議会の効用が今のままだと不明。
- ・市会議員さんの数が多いのではないでしょうか。5 名はへらせるのでは。その分、保育の方へ。 如何ですか。

⑧その他

- ・退職してはじめて市内の市民活動に目を向けるようになった。さまざまな活動グループがあることを知り、その中で自分に向いていると思われる活動に参加(一年間)してきた。"自治基本条例を考える市民の会"も知ってはいるがいまは余裕がないので、他の人に任せている。
- ・自治基本条例を考える市民の会として活動内容、成果をもって市民にPRして頂きたい。
- ・限られた所で限られた活動ならないように期待しています。
- ・一口に市民といっても、具体的に誰というとむずかしい。



自治基本条例に関する意見交換会

自分たちのまちは、自分たちで作りたい。

自治基本条例を考える市民の会

- ■私たちのまち、朝霞。豊かな自然の中で、より一層住みやす いまちになって欲しいと願っています。
- ■そのためには、地域の課題を発見し、それを解決していく営 みが大切。市民が主役となるまちづくりを行うためには、行 政にすべてを任せるのではなく、市民同士手を携え、行政と 一緒になって協力していく必要があります。
- ■私たちは検討を進める中で、その実現のために、自治基本条例が有効であると考えるようになりました。
- ■多くの市民の皆さんと意見交換を行い、皆さんの意見や要望 をいただいて、より良き提案をまとめて行きたいと考えてい ます。



- ●会の名称:自治基本条例を考える市民の会 ~みんなでつくる朝霞のまち~
- ●会の目的:朝霞市における自治基本条例の必要性につい て市民が集まって検討し、市に具申する。会の運営に関し ては、市からの側面支援を受けつつ市民が行う。
- ●活動内容: 平成26年5月第1回~27年12月まで19回の会 合実施。平成28年3月を目標に、具申案作成。 ①自治や市民主権に関する勉強会→②自治基本条例の必要 性の検討(ワークショップ、意見交換)⇒③まとめ。



会発足の契機となった講演会







自治基本条例 って、何だろう? 埼玉県越谷市の条例を参考に見て行こう

自治基本条例ってなに?

越谷市の自治のあり方を定める条例です。まちづくりの基本的な考え方やすすめ方をはしめ、市民 の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど具体的な仕組みについて明らかにしています。 この条例が、市政における市民参加のあり方や協働のあり方など、今後のまちづくりの規範となります。

自治基本条例って必要?

地方分権が進み、地方自治体の位置付けが国の下請け機関的なものから対等なものへと変わりまし

た。超谷市でもこれまで以上に主体的な「まちつくり」が求められています。 また、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニースの多様化など社会環境は大きく変化し、これま での行政のありかうは、さまざまな問題に対応できなくなってきました。 これらのことから、市民の皆石んがこれからも楽しく、いきいきと暮らしていくためのまちづくり

のルールが必要になっています。

この条例でなにが変わるの?

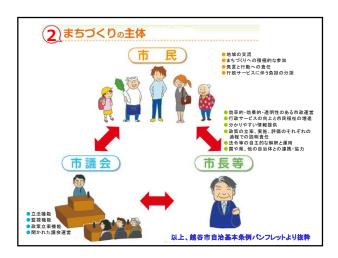
まちづくりの主体である「市民」、「議会」、「市長等」の役割を明確にし、市政に関する情報の共有 や参加と協働のルールについて具体的に定めることで、市民の皆さんの声をより一層、市政に反映 させることができます。

自治基本条例が、市民生活に急激な変化をもたらすことはないと言われていますが、市民の皆さん と市がお互いに協力することで、越谷らしい、住みよいまちの実現に一歩すつ近づいていきます。



39

1



条例を制定している自治体数は、どれくらいあるの?

自治基本条例を制定した自治体数 (平成27年5月7日現在)

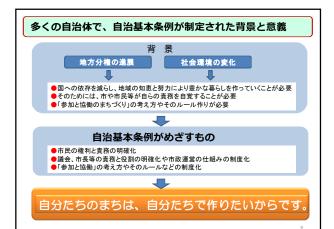
全国:329市町 埼玉県:21市町

鳩山町 春日部市 富士見市 羽牛市 草加市 みんなでまちづくり自治基本条例 北本市 秩父市 まちづくり基本条例 八潮市 新座市 自治憲章条例 所沢市 能谷市 白岡市 美里町 まちづくり基本条例 久喜市 宮代町 鴻巣市 川口市 ふじみ野市 越谷市 戸田市

三郷市

※和光市「市民参加条例」、入間市「元気な入間まちづくり条例」、騎西町「騎西町町民参画基本条例 など、類似の条例を策定している自治体も多い。

なお、朝霞市にはこの種の条例はない。あるのは、「朝霞市市民協働指針」(平成21年2月制定)



私たちは、朝霞にも自治基本条例が必要と考えます

自治基本条例を考える市民の会

勉強会を通じて、自治の大切さを学びました

- ■年々減っていく緑、保育施設不足による待機児童問題、道路の狭さ等交通安全への不安、災害対応への不安、独居老人の増加、、、など地域には多くの課題がある。
- ■市民と市の協働で進む朝霞の森の運営、当事者間の合意積み 上げが奏功した黒目川の景観整備などに自治の大切さを知る。
- ■災害時の地域住民の助け合い・支え合いなど共助の仕組み作りや住民自治を進めている町内会や自治会がある。
- ■まちづくりには、市民・市・議会の協力が重要。そして、市 民が主役のまちづくりを進めるには、市民の自治の力を高め る必要がある。

私たちは、朝霞にも自治基本条例が必要と考えます

自治基本条例を考える市民の会

自分たちのまちは、自分たちで作りたい

- ■市民・市・議会が協力し合って、まちづくりを進めたい
- ■まちづくりの主人公である市民の権利と責務を明確化したい
- ■市民と行政の役割を明確化し、市政運営の基本方針や、市民と協働でまちづくりを進めるためのルールを条例として明文化したい
- ■ルールの基に「参加と協働のまちづくり」を進め、朝霞がかかえる地域の課題を解決したい
 - ➡ルールを明確化し、それを条例に定めたい。

私たちは、朝霞にも自治基本条例が必要と考えます

自治基本条例に求めたいこと

- ■市民が主役のまちづくりを進める自治基本条例
- ■市民,行政,議会の役割&関係を明確にする自治基本条例

12

2

■市民が主役のまちづくりを進める自治基本条例

- ●市民と市が、それぞれの役割を認識し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりに取り組む。
- ●大事なことは市民自らが決め行動することを保障する。
- ●地域課題への取組を支援する。
- ●行政への市民参加を進める。
- ●市民意識を育てる。
- ●市民が地域活動へ参加するように後押しする。
- ●行政情報の分かり易い提供と公開を進める。

■市民,行政,議会の役割&関係を明確にする自治基本条例

- ●市民(事業者等も含む)の役割や権利、行政、議会の役割を再確認する。
- ●市長や議会と、市民との意見交換や交流の機会を 設ける。
- ●市民が重要な事項の決定に意思表示(住民投票) できる制度が必要。
- ●市長も議会も、幅広く市民の意見を聞いて政策を 決め、議会での議論や政策の実施状況などについ て、直接市民に説明することが求められる。

14

3

(2) ワークショップ

意見交換会 (1/19、2/7) ワークショップで出た意見

テーマ: 高齢者の災害対策

	朝霞の問題・課題への取組方法
1)問題・課題の	・近くにどんな高齢者がいて困っているのかわからない
内容	・人口問題(急速な高齢化)
	・災害時に自治会がどの程度機能するか
	・地域コミュニティの不安
	・いざという時の連絡場所(引き受けてくれるところ)
	・役所が縦割りで、相談先がわからない
2) 市民はどの	・地域の人が情報を知っていることが大切
ように関わった	・地域内のふだんからのコミュニケーション
らよいか	・町内のオセッカイ役を育てる
	・お互いに声を掛け合う
3)市はどのよう	・市や社協が声をかけて地域住民の話し合いの場をもつ
に対応すべきか	・住民合意の仲立ち
4)市民と市はど	・地域包括支援センターと自治会の連携
のように協力し	・地域資源(人・物・施設など)の情報の共有
たらよいか	

テーマ:子育て支援

	朝霞の問題・課題への取組方法
1)問題・課題の	・放課後児童クラブの不足
内容	・保育園が少ない(潜在需要)
	・保育士や指導員の待遇改善
	・安全な遊び場の不足
	・孤食のこども
	・ひとり親の貧困問題
	・子育て支援の情報不足
2) 市民はどの	・保育士不足対策として地域の高齢者活用
ように関わった	・児童館での高齢者活用
らよいか	・学校に市民が関心を持つ
	・教師と学校支援者との交流
3)市はどのよう	・放課後児童クラブを無料に
に対応すべきか	・市民に実情を知らせてほしい
	・市民に協力を求めてほしい
	・保育士などの非正規を正規に変える
	・開かれた教育委員会にする努力を
4)市民と市はど	・空き家などを利用してのたまり場づくり
のように協力し	・民生委員が遠慮せずに市民と関われるように
たらよいか	・教育委員会と市民との会合を

テーマ:商店街の活性化と地域コミュニティ

	朝霞の問題・課題への取組方法
1)問題・課題の	・道が狭く、歩行者が危険
内容	・自転車駐輪場の不足
	・店に魅力がない
	・商店街全体のまとまりがない
	・後継者(地元経営者)がいない
	・店舗の老朽化
	・シャッター店の活用
2) 市民はどの	・シャッター店を市民が使えるように
ように関わった	・産直・朝採り野菜の販売
らよいか	・若い人や女性対象の店を
	・若い人の店、工房やミニギャラリー
	・デイサービスの施設
	・人が集まるイベントなど
3)市はどのよう	・人が来る工夫として景観の改善
に対応すべきか	・歩きやすくする。ベンチも。
	・一方通行化
	・駐車場を作る
	・家賃補助
4)市民と市はど	・魅力ある商店街になるための勉強会
のように協力し	・市民がやりたいコミュニティカフェなどに、市が空き店舗を借りて安く貸す
たらよいか	